

神戸女学院大学競争的資金等（公的研究費）不正防止計画

神戸女学院大学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」による競争的資金等（公的研究費）の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	手続等	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
機関内の責任体系の明確化	責任体系の明確化	・競争的資金等の責任体系が明確でない。周知不足により研究費の管理・執行に対して責任が曖昧になるおそれがある。	・学内の研究費の責任体系を明確にするため規程を制定し、ホームページにおいて掲載する。
適正な運営・管理の基盤となる環境整備	ルールの明確化・統一化	・研究費の使用ルールとその運用が乖離する。 ・研究費の使用ルールや業務フローが文書化されていない。	・通知や説明会によりルールや変更点の周知を徹底する。研究者にハンドブック・マニュアルの熟読を促す。 ・使用ルール等の文書化を進める。
	職務権限の明確化 関係者の意識の向上	・競争的資金等が公的研究費であるという意識が希薄である。	・「研究費に関する行動規範」を制定し、学内外に周知する。 ・担当者による意識の向上を図る。
研究費の適正な運営・管理活動	発注・納品検収	・物品の調達について、牽制効果が及んでいないと不正使用が発生しやすい。	・部局担当者による発注体制を周知徹底する。 ・納品検収は必ず部局担当者が実施する。
	寄付手続	・備品の寄付手続きや消耗図書等の管理が確実に実施されているかどうかのチェック体制が不十分である。	・備品の寄付手続きや消耗図書等の管理が、確実に実施されるよう部局担当者による確認・指導を行う。
	謝金等実態の把握	・謝金等支払に係る勤務管理について、牽制効果が及んでいないと不正使用が発生しやすい。	・支払いは事前申請を原則とし、研究協力者には、業務内容・支払金額を事前に説明のうえ、了解を得る。 ・勤務状況はその都度、把握確認する。 ・業務の事実確認は部局担当者が行う。 ・謝金の支払いは原則本人名義の銀行振込とし、現金支払は極力さける。
	旅費の事実確認	・出張の処理について、牽制効果が及んでいないと不正使用が発生しやすい。	・旅費について、公務出張届の提出を徹底する。 ・出張行動は常にメモし、証拠書類は大切に保管・提出することを周知徹底する。旅費の精算は出張終了後1ヶ月以内に、総費用の全てを記載のうえ一括精算とする。
	予算執行状況の把握	・予算執行が年度末に集中し、担当者の経費管理が不十分になる。	・定期的に研究者と打合せを行い、バランスある予算執行を実現する。
情報の伝達を確保する体制の確立	説明会等による周知徹底	・研究費の管理や使用に関する説明会が行われていない。	・適正な使用に関し、定期的に研究所主催で説明会等を開催する。
	相談窓口	・研究費の使用、事務処理に関して責任を持った相談窓口がない。	・研究所を相談窓口として適正な使用の指導・助言を行う。
	通報窓口	・学内外から通報を受ける窓口がない。	・内部監査室を通報窓口として、不正の抑制、牽制、リスクの早期発見を図ると共に通報者を保護する。
モニタリング体制	定期的なモニタリングの実施	・モニタリング体制の整備が不十分である。	・不正防止計画推進委員会は内部監査室と連携を強化する。